

いわゆる「共謀罪」の創設を含む組織的犯罪処罰法の施行にあたり

改めて、「共謀罪」法に反対し、廃止を求める会長声明

2017年（平成29年）7月11日

兵庫県弁護士会 会長 白 承 豪

〈声明の趣旨〉

当会は、参議院での強行裁決により成立したいわゆる「共謀罪」の創設を含む組織的犯罪処罰改正法の施行に強く抗議するとともに、改めて、「共謀罪」を創設する同改正法に反対し、同法の「共謀罪」に関する部分の廃止を求める。

〈声明の理由〉

当会は、これまでに「いわゆる「共謀罪」法案の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の閣議決定に反対する会長声明」（本年3月21日付）、「いわゆる「共謀罪」法案の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の衆議院採決に抗議する会長声明」

（本年5月23日付）を発出して、いわゆる「共謀罪」法案の廃案を再三強く求めてきたが、中間報告という異常な手法を用いて参議院法務委員会の審理・採決を省略して、6月15日に参議院本会議において、強行採決により、「共謀罪」法が可決、成立した。

そこで、「いわゆる「共謀罪」の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案を参議院において強行採決したことに強く抗議する会長談話」（本年6月15日付）を発出したところであるが、本日、「共謀罪」法が施行された。

わが国の刑法は、法益侵害を発生させる犯罪行為の既遂処罰を原則とし、未遂処罰を例外と位置づけ、予備・準備行為の処罰は重大な犯罪に限るという形で更

なる例外と位置づけてきた。そして、これまで「共犯」関係にある場合でも、具体的に危険な行為とされる実行行為の着手に至る前の予備・準備行為の処罰を原則として不要としてきた現行刑法等に基づく多数の犯罪規定に関し、いわゆる「共謀罪」法は、予備・準備行為の処罰規定を置くこともしないまま、さらにその前段階に過ぎない「計画」または「実行準備行為」自体を処罰の対象としようとするものであり、わが国の刑事法の体系を根底から揺るがすものである。

政府は、「共謀罪」法の運用に関し、「一般市民」は捜査の対象外であると繰り返して説明してきたが、結局、国会での答弁においては、「組織的犯罪集団」を事前に限定できず、「組織的犯罪集団」の「周辺者」と判断された場合には捜査対象になることが明言され、「一般市民」であっても、「組織的犯罪集団」への所属の有無にかかわらず、捜査機関の恣意的判断により、何ら違法性のない段階から、「一般市民」が「共謀」の「嫌疑」を理由に日常的な行動等に対する監視の対象となることが明らかになっている。

このように、いわゆる「共謀罪」法は、日本国憲法が保障している個人としての「思想・良心の自由」、「表現の自由」、「集会・結社の自由」、「プライバシー権」などの基本的人権が侵害されるおそれのある極めて危険な法律である。

特に、GPS（グローバルポジショニングシステム）、通信傍受（盗聴）や司法取引制度についても「共謀罪」の捜査への導入が危惧されており、各法整備について注視が必要な状況となっているほか、インターネット上のメール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等、本人の承諾なくプロバイダーから取得する情報、街頭の監視カメラの映像や音声やいわゆる「マイナンバー」制度で収集した個人情報など、現代情報化社会におけるプライバシー関連情報が、「共謀罪」の捜査によって不当に収集されることで、市民が享受するの表現の自由やプライバシー権が不当に制約されるおそれがあるという問題点もある。

また、政府は、テロ対策のため、国連越境組織犯罪防止条約（略称「パレルモ条約」）の締結に必要であると説明してきた。これに対し、同条約の立法ガイドを執筆した刑事司法学者であるニコス・パッサス氏は、同条約の対象は、金銭的な不正利益を目的とした国際犯罪集団が対象であり、同条約はテロ防止を目的としたものではないことを強調した上で、同条約はプライバシー侵害につながるような捜査手法の導入を求めるものではないことを明確に指摘している。また、プライバシー権に関する国連の特別報告者であるジョセフ・ケナタッチ氏においても、政府は、国民のプライバシー権や表現の自由を保護する義務を怠り、テロ対策が目的でない国際条約への加盟を理由にいわゆる「共謀罪」を成立させるものであると強く非難している。

以上のとおり、いわゆる「共謀罪」法は、わが国の刑事法体系の根幹を崩し、国民が有する憲法上の権利を侵害するおそれがあるにもかかわらず、処罰対象や立法事実といった基本的な問題が明らかにされないまま強行採決に至ったものであり、「共謀罪」創設ありきで拙速に成立された刑罰法規である。

よって、当会は、いわゆる「共謀罪」法の拙速な審議過程、並びに、わが国の刑事法体系の根幹に与える深刻な影響に鑑み、改めて、同法の成立に反対するとともに、今後も、基本的人権の擁護のため、いわゆる「共謀罪」の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の施行に強く抗議するとともに、同法の「共謀罪」に関する部分の廃止を求めるとともに、「共謀罪」の捜査の問題など関連する問題にも対応するべく、継続して活動を続けていく所存である。

以上